

流山市国民健康保険運営協議会（第3回）会議録

- 1 日 時 平成24年12月25日（火）午後1時15分
- 2 場 所 市役所第1庁舎4階 第1・2委員会室
- 3 招集日 平成24年12月5日
- 4 出席委員
武笠委員、沖山委員、吉田委員、小野委員、椎名委員
横田委員、大塚委員、板津委員、鈴木委員、紅谷委員
若菜委員
- 5 欠席委員
藍川委員、平井委員
- 6 事務局
井上市民生活部長、福島市民生活部次長、
根本国保年金課長補佐、石川国保年金課賦課給付係長、
斉藤国保年金課収納係長 山崎国保年金課賦課給付係主事
- 7 傍聴者
なし
- 8 議題
(1) 平成25年度流山市国民健康保険事業計画(案)について
(2) 平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)について
- 9 配付資料
(1) 平成25年度流山市国民健康保険事業計画(案)
(2) 平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)
(3) 流山市国民健康保険柔道整復施術療養費適正化受診者調査結果
集計
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時30分

議事内容

（事務局）ただいまから、平成24年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）委員の皆様方には、大変ご多忙の中、また年末のお忙しいところお集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、平成25年度流山市国民健康保険事業計画（案）及び平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）について、ご意見を伺いさせていただきたいと思っておりますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

（事務局）続きまして、市民生活部長からあいさつ申し上げます。

（市民生活部長）私から一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様には、年末のお忙しい中、お集まり頂きまして誠に有難うございます。

本日は、平成25年度流山市国民健康保険事業計画（案）及び平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）について報告させていただきます。国民健康保険特別会計予算は、景気の低迷により保険料につきましては減収が見込まれ、一方保険給付費は増加傾向にあります。このため、一般会計からの繰入れにより維持されており引き続き厳しい状況となっております。詳細については、次長から説明させていただきますとともに、本日受け賜りましたご意見につきましては、市長査定時の予算編成に反映してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（事務局）協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。会長よろしくお願いいたします。

（議長）これより議事に入ります。ただいまの出席委員は、11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

（議長）それでは、議題1の平成25年度流山市国民健康保険事業計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）私から平成25年度流山市国民健康保険事業計画（案）についてご説明いたします。

（1）適用適正化対策の推進につきましては、平成24年度と同様 ①から④方法により、適用適正化を推進してまいります。

（2）保険料の収納率向上対策の推進につきましては、①から⑦の方

法により、収納率の向上を図り納付の公平性の確保に努めます。特に⑤被保険者の指導の徹底につきまして今年度は、試行で実施しました夜間電話催告を年2回実施してまいります。

(3) 医療費適正化対策の推進につきましては、①から④を実施し、医療費の適正化を図ってまいります。特に、②の医療費通知で本年度から実施した長期間にわたり施術を受ける者に対してアンケート調査を実施し、必要な場合は指導してまいります。今年度のアンケート結果につきましては、後ほど報告させていただきます。

(4) 保健事業の充実につきましては、①から④により充実を図ってまいります。特に、①の人間ドック助成事業の実施について、25年度は、24年度当初予算より220件増の1,270件とし、充実を図ります。特定検診については、平成24年度で実施計画期間が終了し、新たな実施計画策定の必要があると考えております。しかし、新たな指針が国から示されないため、現在保留状態となっております。25年度には、新たな実施計画の基で特定検診・特定保健指導を実施しなければならず苦慮いたしております。

(5) 保険料率の見直しにつきましては、①適正な保険料の検討ですが、国保財政の健全化を図るため、国保運営協議会の委員の皆様と平成27年の税と社会保障の一体改革を踏まえご意見を伺ってまいりたいと考えております。

(6) その他は、①柔道整復施術療養費の適正化を図るため、啓発パンフレットの配布をします。

以上で国民健康保険事業計画(案)についての説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)(6) その他でございますけど、平成24年度の場合は、臓器提供意思表示がございましたが、今年度は、柔道整復施術療養費になっており、臓器提供意思表示については、結構時期も経っているということから除かれたのでしょうか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) ご質問の件でございますけれども、臓器関係に關しましては、保険証の裏面にそれが入りまして、被保険者に周知できると考えまして、来年度については柔道整復施術療養費について、重点的に図って行こうと考えております。

(議長) 委員如何でしょうか。よろしいですか。
その他ございますか。

(委員) (2) の④収納体制の強化で選任収納員の配置について、人事担当に要望する。これは、新しく出てきたことですが、これは国保年金課の定数が増えるということで理解してよろしいですか。

(議長) 説明をお願いします。

(事務局) これにつきましては、現在担当が差押え等を行っております。そのための準備をする段階の人となります。非常に銀行口座の調査や生命保険の調査の事務量が多くなっております。そちらの事務が多くなってしまうと本来やるべき差押えが出来なくなるということで、人事担当と協議していくということです。実際25年度で実施できるか26年度に出来るか、費用の問題もありますのでなかなか難しいかもしれませんが、充実を図りまして納付の公平性を維持していくように努めてまいりたいと思います。

(議長) 委員どうぞ。

(委員) もう1点、柔道整復施術療養費に係る被保険者に対する頻回受診に対しアンケート調査を実施するという、24年度実施計画でしたが、その結果はどうなったのでしょうか。

(議長) 事務局如何でしょうか。

(事務局) 後程その他でご報告しますので宜しくお願い致します。

(議長) 後程その他で説明するそうです。よろしいでしょうか。
それでは、その他の委員さん如何でしょうか。委員どうぞ。

(委員)(4)の人間ドック助成事業ですが、週刊誌やネット検索で、人間ドック及び特定健診等について、果たして検査に対して効果があるのかという疑問点が指摘されています。中身を読んでみましたら厚生労働省で24項目のうち16項目の検査項目について効果がないという結論がでていう記事がありました。先生方に伺いたいのですが。

(議長) 委員から人間ドック助成事業について御質問がありました。委員をお願いします。

(委員) そういう批判もあるのも確かです。それからデータに基づいて毎年受ける受診者が同じ項目をやっても無駄な項目もあります。この項目は、別な時に特化したらどうかというのがあります。年齢と共に柔軟的にやっていかなければならない時が来たのかと思います。私も提案しようとしたところです。でもコスト・デメリットというかたちからどうかと思っています。色々な健診でもこれはどうかという評価というのは学会のなかで逐一出ています。大腸がん健診などは、非常にいいというのは出ています。胃がん一つにとってもコスト・デメリットでどうかというのが出ています。でも成果をたどると早期のものも見つかっているというデータもあります。どういう検討で評価するというのは、学会にも集団検診学会というのがありまして、乳がん検査項目も触診だけだったものがマンモグラフィとか超音波とか、でもそれではだめで年齢別に分けると若い人はこれ、年輩者はこれと逐一進歩していますから意識改革でドックを受診しようとするのも大事で、ただ、全然健診を受けない方が多い。マニアックにずっとやる方と全然やらない方、啓蒙啓発が必要になってくる。ですから医療費を減らそうと思えばメタボ健診や人間ドックを実施するのもいいのではないかと思っています。でも価格による効果というのが逐一必ず出てきます。流山市においても脳ドックはどうなのか毎回出てきます。一般ドックと脳ドック、肺がん健診でも胸のレントゲンだけのドックなのかCTのドックなのか。東京都の肺がんをなくす会は、ヘビースモーカーは、年2回CTチェックする。ですから取り上げ方によって全然違ってくるものですから一概には言えないというのが私の意見です。ですから今のなかで反省しつつドックも進化しないといけない。

流山市のドックにおいても、梅毒の検査を毎年やる必要がない。H B S の感染なども、今、集団で同じ針で予防接種をやっているところはまずないです。それは集団でやっている頃の感染症のものであって今は少ない。ですからその点数を他に特化する検査をオプションで入れた方がいいのではないか。というのが流山市のドックの改善点ではないかと思って検討してほしいところです。以上です。

（議長）ありがとうございました。委員よろしいですか。

（委員）前回の運協でもお話ししたのですが、特定健診ですが私の場合2か月間、4月にまた入院しまして今回の特定健診はやらなかったのですが、65%が生きているのか分かりませんが、そういう直近に入院された被保険者は、特定健診に実施したことにカウントされていないのではないかと。人数が大変だということになれば、今回少ないかもしれませんが、そういうのもアピールしていけば逆に健診率が上がるのではないかと考えておりますがどうですか。

（議長）カウントしてはどうかということですが。事務局どうですか。

（事務局）特定健診は、J A に加入されている方がやっている健診とか、商工会議所でやっている健診とか、データをいただければ特定健診としてカウントすることができることになっておりますが、なかなかデータを頂けることが出来ない。個人情報のこともありますので、医療機関に検査したデータを下さいと言ってもなかなかそれを特定健診用データとしてお出し頂けないという難しい点があるかと思っております。

（議長）委員どうぞ。

（委員）私共では、会社健診が済んだらデータを頂きたいといいますが。でも持ってきて下さる方は少ないです。そういう現実です。それから何か月以内に健診したらそのデータを会社に届けるとそれを認める会社が増えております。それを市でやるかどうか。それを利用して届けるアクションを起こせる人と、起こせない人から見ると起こせない

人がほとんどで、事務局だけ人件費が掛かって非常にそれが大変なことです。ですから現在自分のデータは、宝の持ち腐れで自分のところに置いておくこと事態が遺憾といっても、何処か行ってしまいましたのがほとんどです。ですから皆さんが医療費を使っているのだからそれを有効に利用しないと損であるということを目覚めさせるキャッチフレーズの運動が必要だと思います。現実には待合室に表示しております。検査した場合には、こちらにお持ち下されれば診療過程に役立たせてもらいます。ということはどの病院でも表示はしております。それをするかしないかはご本人次第で、それを行政サービスでデータを取り入れることはコスト的にどうか私には解りません。

(議長) どうもありがとうございました。委員よろしいですか。その他の委員さん如何でしょうか。

それではお諮りしたいと思います。平成25年度国民健康保険事業計画(案)につきましては、事務局の説明のとおり国民健康保険運営協議会といたしまして承認することにご異議ありませんでしょうか。

〈異議なし〉

(議長) ご異議なしということですので、この平成25年度流山市国民健康保険事業計画(案)につきましては、承認いたしたいと存じます。

それでは大変恐縮ですけれども、案をお取り頂きたいと思います。

それでは、次に議題2へ移らせて頂きます。平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)について事務局からの説明を求めます。

(事務局) 私から、平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)についてご説明いたします。A3の資料の1ページ目をご覧ください。1の国民健康保険加入者の見込みですが、平成25年度は、24年度に比べて世帯数で87世帯増、被保険者数で369人の減それぞれ世帯数で24,885世帯、被保者数43,004人としております。2の国民健康保険介護分40歳以上65歳未満の被保険者につきましては、455人減の14,338人としております。3の保険料ですが、医療分は、平成21年度から据置きで所得割が7.3%、均等割が19,200円、平等割が15,600円、介護分が平成1

8年から据置きで所得割が1.4%、均等割が12,600円、支援分が、平成20年度の後期高齢者医療制度創設以来所得割1.8%、均等割4,200円とした保険料を平成25年度も据置いて予算編成しております。

次に、賦課限度額についてですが、平成23年度から据置きで医療分51万円、介護分12万円、後期分14万円で合計77万円としております。4の平成25年度予算案ですが、平成24年度当初予算から6億1,664万5千円増の157億2,205万4千円として財政部長査定を受けております。また、1月に市長査定を受けた後、第4回流山市国民健康保険運営協議会にお諮りし、御承認を受けて平成25年度流山市国民健康保険特別会計予算として議会に提出させていただきます。平成25年度予算案の主な増額の理由は保険給付費約2億5千8百万円の増と後期高齢者支援金約3億2千万円の増です。

歳入から御説明いたします。

1款、国民健康保険料、現年分収納率91.67%、滞納繰越分26.50%、24年度当初予算から2,321万8千円の減としておりますが、被保険者の減少と加入者の収入が落ち込むものと予測したものです。3款、国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金25億3,570万2千円が主なもので、前年度増減額1億15万1千円の減は、国の補助率が2%減となり県に移行したことによるものです。4款、療養給付費等交付金は、退職医療制度に基づき社会保険から交付されるもので、24年度当初予算から1,025万5千円減は、退職被保険者等の減が見込まれることからです。5款、前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の1人当たりの医療費に前期高齢者の被保者数を乗じたもので、24年度当初予算から5億2,931万9千円の増は、前期高齢者の医療費の伸びが主な理由です。6款、県支出金は、県財政調整交付金1億3,204万1千円の増は、国の療養給付費負担金の2%部分が県の財政調整交付金として交付されることが主な要因です。9款、繰入金のうち特別事情分は、25年度は2億2,970万7千円で24年度当初から約529万3千円の減となりました。

続きまして歳出についてご説明いたします。

2款、保険給付費は、平成24年度当初予算から2億5,813万円増の106億4,497万4千円を計上いたしました。3款、後期高齢者支援金等は、平成24年度当初予算から3億2,138万1千円

増の 22 億 425 万 7 千円計上いたしました。これは、後期高齢者の医療費の増加が見込まれるため増額するものです。5 款、老人保健拠出金 2 千円は、平成 20 年度に後期高齢者医療制度に移行したことに伴い廃止された老人医療保健の清算金の請求があった場合に備えて科目取りをするものです。7 款、共同事業拠出金の 846 万 2 千円の減は、高額医療共同事業拠出金の減が見込まれるためです。この共同事業には、高額医療費共同事業で 80 万円を超える医療費に対する拠出と 30 万円を超え 80 万円以下の医療に対し拠出する保険財政安定化事業の 2 種類があり、いずれも各保険者が、当市の場合は、千葉県国保団体連合会に拠出する再保険制度です。平成 27 年度からは、県単位の広域化の 1 段階目としてこの保険財政安定化事業の 30 万円以上を 1 円以上とすることとなる見込みです。8 款、保健事業費 1,119 万円の減は、平成 20 年度から実施してまいりました特定健康診査等委託料の減が主なものです。10 款、諸支出金は、所得更生等により生じる保険料の還付金が主なものです。以上で説明を終わります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

委員どうぞ。

(委員) 歳出に関してですが、保険給付費が対前年度伸び率 2.49% で決算でも申し上げたように結局これでは足りない訳です。ちなみに 23 年度予算案では、対前年度比 5.29%、平成 24 年度は、3.91%、そして今年度は、2.49%。保険給付費が上がっている割には予算の計上段階で伸び率が少なく、始めからこの数字で足りるのかどうか。もちろん足りればいいのですが、結果的に一般会計から繰入れすることになる。以前にもお話したのですが、流山市の全体の人口と国保の被保険者に比べると約 4 分の 1 ですか。一般会計から繰入れを行っていると、他の組合健保とか協会健保の方からそろそろ苦情が出てくるのではないかと。ということになればそろそろ保険料の見直しが必要でないか。給付費が 2.49% で足りるとは到底思えない。その辺はどうお考えでしょうか。

(議長) 事務局如何でしょうか。給付費の伸びが 2.49% では足り

ないのではないかというお話しですが。

（事務局）決算ベースで過去の推移を見ますと、平成22年度と平成23年度の決算の対前年度比が4.53%、平成23年度と平成24年度の決算の対前年度比が2.44%と金額的には、高額な保険給付費の支払いをしておりますが、平成24年度は、決算見込みではありますが、2.44%を見込んでおり、平成25年度は、決算ベースを見込んで2.49%で計上させていただきました。繰入金についても、平成22年度が3億4,500万、平成23年度は1億6,142万9千円で、国からの療養費負担金が予算より多めに入ってきていることから、平成23年度は、繰入額は少なめになっております。

（議長）決算見込みから計上したということです。委員よろしいでしょうか。委員どうぞ。

（委員）平成24年の4月から診療報酬の改定がございました。それで医療費の前年度対比はどうですか。

（議長）事務局如何でしょうか。診療報酬の改定後の伸び率がどのような状況になっているのかというご質問でございます。

（事務局）今年度の伸びですが、9月現在の上期で見ますと23年度に対しまして一般の療養給付費が2.64%の伸びでありまして、後半の方で毎年金額が上がってくる傾向がありますので、一概には申し上げられませんが、上半期ではこのような数字となっております。

（議長）委員どうぞ。

（委員）そうしますと先程申し上げられました2.49%で大丈夫ですか。

（議長）心配だということですが。事務局どうぞ。

（事務局）保険というのは、保険証の提出があれば支払わなければならないという仕事ですので、一概にこれでいいかと言えればいいとも言

えませんので、保険料の収入もありますので最大限の予測をして対応できる範囲で考えております。医療費については、インフルエンザが流行ったり流行らなかったり、以前新型インフルエンザが流行った年、皆さん記憶があるかと思いますが、皆さんマスクをしていただいて、約1億補正減をしたときがあります。平成21年度であったかと思いますがそういった経験もあります。医療費というのは水ものございます。余るかもしれませんし、足りないかもしれませんということで、被保険者の負担を掛けないように努力して予算編成をさせていただいております。

(議長) よろしいでしょうか。

(委員) 良く分かりました。

それからもう1点、予備費が平成24年度の決算見込が1千165万8千円、25年度予算案が500万円で665万8千円減っている訳です。これは、他のやりくりでこれしか計上できなかったという考えでよろしいですか。今のような保険給付費が増額となると予備費を充てるようなかたちになります。それでどうしようもなければ一般会計の方から繰入れして補うというかたちになるかと思いますが如何でしょうか。

(議長) 事務局答弁をお願いします。

(事務局) 実際予備費につきましては、歳入、歳出の差額という形で計上しております。今回は、500万円しか計上することができなかったということです。ただ、予備費だけで医療給付費を賄えるかといいますと1日だいたい4,000万円近い医療費が出ていきますので、それを考えますと500万から600万円の差があったとしても医療費を補填する金額ではありませんので、これは備品等の緊急に対応するものと考えております。

(議長) よろしいですか。委員。

(委員) 最初の事業計画にありました新システムによるチェックですが、これによる数値的な評価は把握しておりますでしょうか。

(事務局) レセプト点検業務に関しましては、実際点検件数は増えております。ただ点検額は減っております。というのは医療機関も電算化されておりました、非常に誤りも少なくなってきたということです。

(議長) その他の委員さん如何でしょうか。委員。

(委員) 歳出の保険事業費のことですけど、詳しくは資料の下か4行目の特定健診として1億2千万強の予算を計上されておりますが、これは目標値に対して計上しているのか、当然目標値より受診率は低い訳ですがそれらの過去の数字を勘案して計上されているのか教えて下さい。

(議長) 事務局答弁をお願いします。

(事務局) 最初に流山市の健診の状況でございますが、千葉県内でも3位、4位という受診率を誇っています。それでも42%から43%の受診率となっております。目標値ですと今年度中に65%ということになっておりますけどもそこまで予算化しておりません。やはり実績値をもとにして算出した数字となっております。

(議長) 委員よろしいですか。

(委員) ありがとうございます。

(議長) 他にありますでしょうか。委員どうぞ。

(委員) 後期高齢者医療制度についてお伺いしたいのですが、前年度対比で3億2,100万円増えていますが、この算出根拠が良く解らないのと、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金との関係について教えて下さい。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) 後期高齢者支援金についてお答えしますと、日本全国の7

5歳以上の方の医療費の40%を各保険者の74歳未満の方に割り振っています。ですから75歳以上の医療費の40%を流山市の被保険者数割で算出したということになります。

(議長) 委員よろしいですか。

(委員) そうしますと、これは今までの実績で計上しており、給付費と同じように増額になることも考えられるということになりますか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) あくまでも国の試算で前々年度の清算分がありまして、多く取りすぎた場合には返還してもらえますし、少ない場合には納付金が増えることになります。

(議長) 委員どうぞ。

(委員) これは25年度になって国から通知があるのですか。それとも国の通知に基づいて計上しているのですか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) これはあくまでも試算であります。国からの通知はこれからきますので、後ほど補正で対応いたします。

(議長) その他の委員さんありますか。委員どうぞ。

(委員) 懸け離れた問題で恐縮ではありますが、窓口負担の1割の問題でございますけど、現在70歳以上の方は1割負担ですが来年度も1割負担ですが、ただし、延長が切れるので平成25年度に70歳になる方は、2割負担になると民主党は説明していましたが、その確定の情報はあるのですか。

(議長) 今、そういうことが言われていますが、事務局で情報を掴んでいるかどうか。事務局お願いします。

（事務局）平成20年度に小泉改革で1割が2割になりました。その後、福田内閣になったときに2割から1割に戻しました。この1割に戻した医療費は流山市が支払っているのではなくて、国が1割分を負担するというかたちになっております。今回これを2割に戻すということで検討しておりますが、まだお答えできる状況ではありません。

（議長）委員どうぞ。

（委員）現在74歳までの人は、大半1割負担です。仮に2割負担になりますと窓口負担が倍払うことになりますが、これが確定した時点でもって、市民に対して広報を大きくやらないとかなり混乱が生じるのではないかなそんな懸念を持っていますので、そこは是非ご用意して頂きたいと思います。

（議長）事務局どうぞ。

（事務局）委員の話は十分認識しております。平成20年に2割になるとき、毎週自治会や老人会に説明してご理解を得たところでしたが、1割になってしまいました。そういった経緯もございます。このことは広く皆様にお知らせさせないと非常にトラブルが起きると思いますので、2割になるようであれば広報等や団体に説明したいと考えております。

（議長）そのような対応ということでお願いいたします。それでは如何でしょうか。お諮りしたいと思います。平成25年度国民健康保険特別会計予算（案）につきましては、只今事務局の説明どおり運営協議会といたしまして承認することに意義ありませんか。

〈異議なし〉

（議長）ご異議なしということによろしいですかね。当初次長から説明があったように、1月に入って市長査定があるということについて、各委員さんもご了承頂きたいと思います。

それでは事務局から何かありますか。

(事務局) 先程事業計画にありました柔道整復施術療養費についてアンケートを実施しましたので、その集計結果を説明させて頂きたいと思っております。

(議長) それではアンケート調査の結果を説明するという事で資料をお配りさせていただきます。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) このアンケート調査については、第2回のこの場でも説明させて頂きましたけれども、本年3月に厚生労働省の事務局から柔道整復師の適正化について、各保険者においても調査等によって適正化を図っていただきたいという通知がありました。これに基づきまして流山市におきましても柔道整復師に掛かれた方を対象といたしまして調査を実施したところであります。お手元の資料をご覧いただきたいのですが、アンケートの対象といたしまして、①長期診療受診者として、24年8月を基準といたしまして、それから過去を遡って4か月以上連続して掛かっていらっしゃる方。それから②高頻度受診者ということで1か月に15日を超えて受診されている方を抽出しました。この①及び②に該当されている方というものを今回の調査対象として抽出をしたところでございます。この①及び②に該当された方が32名いらっしゃいました。平成24年12月12日付けでこの調査票を発送いたしまして、本日25日を提出期限ということで依頼をしたところであります。

本日の午前中までに32件に対しまして26件の回答がございました。回収率として、81.25%でした。内容として4問ほど設問いたしました。この設問については厚生労働省で示されました案に基づいて作成したものですけれども、まず1点目の施術期間、実日数についてということで、市で調査した日数をアンケート用紙に載せてあります。こちらは、施術期間と一致しているかどうかということ、全件26人とも合致しているということで日数についても間違いがないという回答を頂いております。2点目の負傷の原因ということで、こちらは具体的な施術として項目として設問を取っておりますが、怪我によるものが23件で88.5%、怪我以外の疑いがあるのが2件ございました。それからその他の疑義というものについては、お仕事中に容体が

悪くなったという記述がありましたので、労災に当てはまるのではないかという疑義があるのが1件で、そして3件が怪我以外という記載があったものでございます。3点目の各施術所におきまして、本来10割負担で請求するところ7割負担を施術所に委任しますというような文書の取り交わしをするのですが、この療養費の申請につきましてご自身で署名したかについて設問したところ、24名の方が自分で署名したという回答されております。また、手の負傷ということで書けないので施術所に依頼したという方が2名おりました。最後に4点目の領収書ということですが、これについては、施術所の方に毎回発行するように指導していることもあるのですが、これについて、受けとっているが23件で88.5%、受けとっていない若しくは受けとっていない場合もあるが合計3件いらっしゃいました。これに基づきまして本市におきましても電話、窓口で指導ということで確認したところでございます。その指導の一部でございますけど最後に記載させていただきましてけれども、お仕事上の怪我である回答の方にお電話で確認させていただいたところ、記載するスペースが限られているのでそのことに言及しましたが他にも要因があるということで確認をしております。また、慢性的な疾患によるものという疑義があるものについても、更にこちらの方から確認をしていきたいと思っております。以上でございます。

(議長)今、事務局からアンケート調査結果について報告がありました。そういうことでよろしいでしょうか。委員どうぞ。

(委員)外国人の国民皆保険制度で加入し日本で医療を受けると、権利と義務の関係で給付率、収納率が非常に悪い。他の外国人労働者の多い群馬県とか埼玉県とかと比較して現状はどうか。改善する方向性はあるのかどうか。出産の場合でも外国人労働者の多い県で、支援金をもらったなら自分の国に帰って出産するような率を群馬県とか埼玉県で、現実はどうかを調べられたことはありますか。保険給付は、3か月でもって請求できないことが言われております。しかし、自分自身においては、3年位で請求が却下されてしまう現実を聞いております。外国人の受診率が流山でも増えていると思います。こういったことから県の方から1年に1回実態の調査がきます。実際外国人の方が困っている場合どうするかというと救急車で行きなさい。そうすればどこ

かで診てもらえることができるでしょう。と言うような常識になっています。それに対応するような救済的なものも考えていかななくてはいけない現実もあることから、外国人が多い他県との比較で改善策を作らなければいけない感じがするのですが、民主党が決めたことで、政権が代わればどうなるかを見ていかなければいけないのですが、現実はどうでしょうか。

（議長）事務局その点についてどうでしょうか。

（事務局）外国人の滞納率は、平成24年度で加入者650名のうち273名が滞納されているということで、約42.6%が滞納者ということになっております。現状からしますと外国人の方ですと前にもお話ししたのですが、財産調査しても財産が見当たらないということがありますので、なるべく債権回収対策室と協力しまして移管をすることで何件かは外国人の方を移管しております。財産調査をして何件かを差押えに行っている状態です。ですから外国人といえども財産を見つけた時点で滞納されている方は、差押えをさせて頂くということで今はやっております。以上です。

（事務局）外国人の方が日本の医療機関で掛かれる場合の分析というのはないのですが、保険制度を理解して頂き保険料を払っていただける場合は問題が無いのですが、お支払いが滞納している場合については、高額療養費の月の申請の段階で充当していただく等のお話しをさせて頂くことを行っております。それから海外療養費ですが外国で使われた場合について、後から保険請求する制度があるのですが、関西の方でも不正請求があったということで発覚しまして問題となりましたが、流山市の場合、海外に帰られてしまって、まだ国保に加入され国保に請求されるというケースの懸念がございますので、基本的に出産一時金それから海外療養費につきましても日本に戻ってきた段階で申請して頂くように、海外からダイレクトに申請を受けるといっはしないように努めております。それから内容の審査につきましても不正請求の防止に努めております。

（議長）今事務局の方から説明がありましたが、群馬県、埼玉県までの情報はないようです。

(委員) 進行形で検討していかなければならない項目ですので頑張ってください。

(議長) その他事務局からありますか。

(事務局) ジェネリック薬品の通知につきまして、今年の11月28日に2,489通発送いたしました。ジェネリックにより200円以上差が出る方について通知いたしました。ジェネリックに関しましては、全国国保連合会の方で全ての問い合わせをお答えするようなフリーダイヤルを記載しています。これについて流山市から7件の問い合わせがあったそうです。ジェネリックの価格について1件、差額通知の趣旨、切り替え方法、その他ということで合計7件。流山市に直接電話をされた方が2人おりました。いずれの方も自分から医療機関にジェネリックに替えて下さいと言えないという話がありました。流山市では、30%以上のジェネリック医薬品を利用して頂いております。流山市内の先生方は、ジェネリックについて大変ご理解頂いておりますので、一度ご相談して見て下さい。ということでお話しさせていただきました。以上がジェネリック通知についてご報告でございます。

(議長) 今、事務局からジェネリック薬品の通知について報告がありました。

それでは、以上を持ちまして平成24年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会したいと思います。今年もあと数日となっておりますけど寒さも日々深まって参ります。健康には十分ご留意頂きまして、よいお年を迎え頂きたいと思っております。本日は、大変お忙しいところありがとうございました。